

請願第 65号

平成25年 6月 5日

川崎市議会議長 浅野文直様

中原区

川崎市教職員組合

ほか 4,371名

義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願要旨

義務教育の機会均等と教育水準を維持し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充と教職員の定数改善を求め、国及び関係する行政機関に対し、以下の内容について意見書を提出していただきたい。

- 1 義務教育に係る予算については地方へ負担を転嫁せず、国による財源確保をすること。また一括交付金化や、教職員の給与費等の一方的な政令市委譲など、教育水準の低下につながる制度改悪を行わないこと。
- 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

請願の理由

35人以下学級について、義務標準法が改正され小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については加配措置にとどまっています。

日本はOECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。新しい学習指導要領の授業時数や指導内容の増加に対応するために、また障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへの行き届いた教育を推進するためにも、学級編制標準の見直し、教職員の定数改善は必須の条件です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28か国)の中で日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合3分の1という現状は、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、2014年度政府の予算編成に向け、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ貴議会より意見書を提出していただきますようお願いいたします。

紹介議員

石田 康博

沼沢 和明

東 正則

勝又 光江

猪股 美恵